

令和 7 年度 甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業仕様書

1 事業目的

甲斐市では、地球温暖化防止に向け、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に取り組むことを令和 2 年 7 月に宣言し、令和 5 年 4 月には、甲斐市の提案が脱炭素先行地域として採択され、国からの交付金を活用しながら、より加速的に二酸化炭素排出量の削減に向けた取組を進めることとしている。

本業務はその取組推進を目的とし、脱炭素先行地域づくり事業のうち公共施設へのソーラーカーポート設備の導入、自家消費型太陽光発電設備の導入、公共施設の照明 LED 化を実施するものである。

2 事業概要

(1) 契約方式

リース契約（所有権移転リース）

(2) 履行期間

リース期間については、次のとおりとする。なお、設備の導入は令和 8 年 2 月末までに行うこととする。

ア ソーラーカーポート：契約締結日から 15 年を経過した日以後における最初の 3 月 31 日まで

イ 太陽光発電設備：契約締結日から 17 年を経過した日以後における最初の 3 月 31 日まで

ウ 照明 LED 化：契約締結日から 15 年を経過した日以後における最初の 3 月 31 日まで

(3) 業務共通事項

- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）により実施されるものであるため、国実施要領の交付要件等に合致したものとすること。
- ・ 契約後速やかに施設毎の現地調査を行った上で、設計（施工検討）を行うこと。
- ・ 施設毎に、使用機器提案書、施工検討の報告（施工検討報告書）、作業計画書及び試験計画書を作成し、本市の承諾を受けること。
- ・ 承諾を受けた施設から、施設内での作業の具体的な日程調整を施設管理者と行うこと。施設利用者への影響が少なくなるよう配慮した作業工程とすること。調整先については本市から提示する。
- ・ 施設内での作業においては、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。

- ・ 現場施工について、作業計画書に従って施工管理業務を行い、作業の進捗状況について毎月初めに本市担当者へ書面報告をすること。
- ・ 作業後の正常性確認については、事前に本市と協議の上、作成した試験計画書に基づき確認を行うこと。
- ・ 作業完了後に施設毎の完成図書及び完成図を作成し、本市に提出すること。提出後に本市の確認を施設毎に受けること。
- ・ 全ての対象施設について、本市確認が完了した段階で当該業務の完了とする。業務完了後に本市の検査を受けること。
- ・ 設備設置後の保守及び維持管理等に係る計画書を作成し、本市に提出すること。提出後に本市の確認を受けること。
- ・ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、施工管理及びその他の関連業務を実施する。
- ・ 発生した廃棄物等を適切に運搬・廃棄する。
- ・ 事業期間内における保守、維持管理及びその他関連業務を実施する。

(4) 契約料金

- ・ 市は、契約料金をリース料金として受託者に支払う。
- ・ 令和 8 年 2 月末までに施工を行うこと。
- ・ リース開始日は令和 8 年 4 月 1 日からを想定するが、両者協議の上で決定する。
- ・ 契約料金の支払いは、双方協議により決定することとする。
- ・ 契約料金には、設備の設計、設置、運用、維持管理、租税公課、金利等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- ・ 契約料金は、原則、契約期間中において一定額とする。
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）が交付された上で、本交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

(5) リース契約に含まれる事項及び費用

- ・ 本事業で導入する設備一式（設計、物品、工事）
- ・ 本事業の実施のために必要な既存設備の改造、改修等（設計、物品、工事）
- ・ 本事業の実施に係る検討、調査
- ・ 現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者
- ・ 保険（履行保証保険、動産総合保険、火災保険、損害賠償保険等）
- ・ 保守、サービス（法定点検、定期点検、部品交換、予防保全、緊急時対応、その他メンテナンス一式）

- ・ 太陽光発電設備及に係るデータ遠隔監視（通信回線費用含む）、データ収集、実績報告
- ・ 電力会社への各種手続き
- ・ 電力会社の機器取付等に要する費用
- ・ 電気事業法、建築基準法、消防法等の関係法令に従う各種手続き（市が契約している各施設の電気主任技術者が行う手続きを含む）
- ・ 市が契約している各施設の電気主任技術者が行う次の費用（着工前後の手続き、工事中の立会い、試験立会い及び停電受電立会い等）
- ・ 補助事業申請業務
- ・ 企画提案書作成から本契約に至るまでの費用
- ・ 売電する場合は、オンラインで出力制御するための通信回線費用
- ・ 太陽光発電設備等の運用・接続検討に係る費用
- ・ 消費税
- ・ その他、本事業に必要な事項及び費用

3 事業内容

本事業にて要求する仕様を本章に示す。自ら行った提案を基に、本事業について、本市と合意した内容で実施するものとする。事業の実施については、必要な法的資格等を保有していること。

(1) 公共施設へのソーラーカーポート設備の導入

ア 設置場所

- ・ 甲斐市竜王図書館駐車場（山梨県甲斐市篠原 2610-12）
- ・ 甲斐市敷島保健福祉センター駐車場（山梨県甲斐市島上条 3163）

詳細は「参考資料 1_公共施設リスト」のとおり。

イ 一般事項

- ① 本事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）により実施されるものであるため、交付対象メニュー（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙 1（2. ア（ア）））の交付要件に合致したものとすること。なお、導入した設備はそれぞれ竜王図書館・敷島保健福祉センターへ接続するものとし、既設の屋根置き太陽光発電設備を考慮した上で自家消費率を算出すること。
- ② 本事業で導入される太陽光発電設備は、発電量がリアルタイムで表示されるシステムを導入するとともに、データが蓄積される仕様とすること。
- ③ 余剰電力を活用するなど脱炭素先行地域の課題解決に資するような設備設置・運用の方向性を示すこと。
- ④ 設置するパネルや架台等の取付方法は、メーカー基準に基づく提案とする。

ただし、建築基準法による積載荷重や風圧力等の規定は定められた基準に適合することとし、その他の外力を受けるおそれのある場合は、安全上必要な処置を講じること。また、技術提案の段階においても安全が配慮されたものであることを説明すること。

- ⑤ 対象施設の防水等の機能を考慮した上で施工を検討すること。
- ⑥ 足場設置や支持を施工する際は十分注意すること。また、施工や不注意で傷つけた場合は、現状復旧を行うこと。
- ⑦ 設置される機器・部材等は、未使用品であること。
- ⑧ 太陽光発電設備の出力は、受変電設備へ繋ぎ込み、系統連系を行うこと。また、系統連系により必要となる機器の設置は、本事業に含む。
- ⑨ 本市へ事前に使用機器提案書を提出の上、承諾を得ること。
- ⑩ 施工及び設備の保証期間、不具合発生時の対応は保守及び維持管理等に係る計画書に示した内容とする。
- ⑪ 保証期間終了後に不具合等が発生した際の連絡先を記載した連絡体制表を提出すること。
- ⑫ 電気事業法、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守し、必要となる申請等関連業務を行うこと。また、その結果を市に提出すること。
- ⑬ 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び「JIS C8955 2017『太陽電池アレイ用支持物設計標準』」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- ⑭ 設備固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラス S を適用すること。
- ⑮ 設備は J E T 認証を取得したもの又は相当する品質のものを使用すること。

ウ 性能・構造 等

使用機器提案書及び施工検討報告書に示した内容とする。

エ 設備設置に関する現地調査・設計

- ① 現地調査を行うに当たり、本市担当者及び施設担当者に事前連絡をすること。
- ② 周辺環境や施設運営等を把握するとともに、配慮された設計とすること。
- ③ 現地調査後、施設毎に、使用機器提案書、施工検討報告書、作業計画書及び試験計画書を作成し、本市の承諾を受けること。また、見込まれる発電量の資料も併せて提出をすること。
- ④ 作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者による施工とする等、関係法令を遵守すること。作業従事者の作業員名簿や資格の写しについて

は、作業計画書に添付すること。

- ⑤ 安全管理については、本市担当者及び施設担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させること。安全確保に必要な措置については、受託者の負担にて行うこと。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、受託者の負担にて行うこと。
- ⑥ 作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は受託者とする。また、事前に設置期間や設置方法等について、本市担当者及び施設担当者で調整の上、作業計画書に反映させること。
- ⑦ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務、施工管理及びその他の関連業務、電気主任技術者の立ち会いなど、受託者の責において実施すること。また、費用負担についても受託者とする。
- ⑧ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に本市担当者及び施設担当者で調整の上、作業計画書に反映させること。
- ⑨ 施工により発生した部材の処分方法について、作業計画書にて提出すること。
- ⑩ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に本市担当者及び施設担当者で調整すること。
- ⑪ 設置完了後の試験方法について、試験計画書にて提出すること。
- ⑫ メーカー仕様以外の部分については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（令和7年版）」を参考とすること。

オ 設備設置に関する現場施工

- ① 設置については、使用する機器メーカーの据付要領を準拠すること。また、上記以外の作業（足場の設置等）については、本市担当者及び施設担当者で協議をし、施設運営に支障のない施工を行うこと。
- ② 設置に際して、壁など穴を開ける必要がある場合は、建物の構造や防水効果が損なわれない位置や大きさとする。
- ③ 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- ④ 作業完了後は、作業場所の清掃・整理を行うこと。
- ⑤ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して 影響を及ぼさないように努めること。
- ⑥ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- ⑦ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務、施工管理及びその他の関連業務は、受託者の責において実施すること。
- ⑧ アスベストが含まれる施設へ、配管サポート等で穴を開ける必要がある場

合は、集塵機能付き電動工具を使用するなど、適切な作業方法にて作業を行うこと。

- ⑨ 駐車場の区画線等については、劣化が著しい場合は市と協議した上で引き直しを行うこと。
- ⑩ 発生した廃棄物を適切に運搬・処分すること。

カ 維持管理（保守・点検）

- ① 市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守及び維持管理等に係る計画書を提出する。また、毎年 1 回以上点検を行い、異常や故障、腐食、さび、変形、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行い、報告書を市に提出するとともに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、受託者の責任と負担において修理を行う。なお、電気主任技術者が実施する電気保安業務に係る費用の増加分については市が負担する。
- ② 市が発電状況等を遠隔監視できるシステムを提供する。システムに必要な通信回線は 4G 回線等を受託者が用意することとし、市の通信回線には接続できないものとする。
- ③ 施設の既存の電気主任技術者とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、新たな電気主任技術者を用意する。
- ④ 受託者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、受託者の負担とする。
- ⑤ 事業実施中に、市による施設の改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、原因究明に協力する。
- ⑥ 事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が受託者による設備設置に起因する場合には、受託者負担により速やかに修復する。
- ⑦ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- ⑧ 設備を設置した施設について、市が別途、施設の改修工事等を実施する際は、受託者は必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置を行うこと。また、設備の移設に伴う費用負担は、市が費用を負担する。その際に運転停止期間が生じても、契約期間の変更は行わないものとする。
- ⑨ 施設の維持管理上実施される点検や、災害等における設備の一時的な運転停止期間に関しては、事業期間に含むものとし、一時的な運転停止を伴う契約期間の延長は行わないものとする。
- ⑩ 事業期間中に施設の移譲や売却及び廃止等があり、引き続き設備が使用可能な場合は、同等の条件でリース事業を継続することを条件として受託者

が移譲及び移設等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、市が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については市と受託者で協議の上定める。設備を使用しなくなった場合は、受託者が撤去及び廃棄を行いその費用は市が負担する。

- ⑪ 設置する設備に担保権を設定する場合には、担保権者である金融機関と担保権設定契約に当該設備の別受託者への承継について記載し、万が一倒産等があった場合でもリース事業が継続されるよう対応すること。
- ⑫ 発電した電気は最大限自家消費した上で、余剰電力が発生する場合は、費用対効果を考慮の上、売電すること。
- ⑬ 系統接続のために必要な一般送配電受託者への手続き及び協議を市とともに行うこと。
- ⑭ 発電した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属するものとする。
- ⑮ 当該設備を設置した施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。検証結果を毎年市に報告し、市はそれを確認する。
- ⑯ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- ⑰ 降雪時に落雪による人的被害が予見される場合に、速やかに対応できる体制を整えること。
- ⑱ 災害発生後に電力供給が停止又設備の損傷が判明した場合は、原則として保険の範囲内で速やかに復旧を行うこと。

(2) 公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入

ア 設置場所

- ・ 甲斐市敷島総合文化会館（山梨県甲斐市島上条 1020）
- ・ 甲斐市竜王ふれあい館（山梨県甲斐市篠原 2901-1）

詳細は「参考資料 1_公共施設リスト」のとおり。

イ 一般事項

- ① 本事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）により実施されるものであるため、交付対象メニュー（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙 1（2. ア（ア）））の交付要件に合致したものとすること。
- ② 本事業で導入される太陽光発電設備は、環境負荷低減を目的とし啓発も兼ねているため、発電量がリアルタイムで表示されるモニターを設置するとともに、データが蓄積される仕様とすること。

- ③ 余剰電力を活用するなど脱炭素先行地域の課題解決に資するような設備設置・運用の方向性を示すこと。
- ④ 設置するパネルや架台等の取付方法は、メーカー基準に基づく提案とする。ただし、建築基準法による積載荷重や風圧力等の規定は定められた基準に適合することとし、その他の外力を受けるおそれのある場合は、安全上必要な処置を講じること。また、技術提案の段階においても安全が配慮されたものであることを説明すること。
- ⑤ 対象施設の防水等の機能を考慮した上で、施工を検討すること。
- ⑥ 足場設置や支持を施工する際は、十分注意すること。また、施工や不注意で傷つけた場合は、現状復旧を行うこと。
- ⑦ 設置される機器・部材等は、未使用品であること。
- ⑧ 太陽光発電設備の出力は、受変電設備へ繋ぎ込み、系統連系を行うこと。また、系統連系により必要となる機器の設置は、本事業に含む。
- ⑨ 本市へ事前に使用機器提案書を提出の上、承諾を得ること。
- ⑩ 施工及び設備の保証期間、不具合発生時の対応は保守及び維持管理等に係る計画書に示した内容とする。
- ⑪ 保証期間終了後に不具合等が発生した際の連絡先を記載した連絡体制表を提出すること。
- ⑫ 設備は J E T 認証を取得したもの又は相当する品質のものを使用すること。

ウ 性能・構造 等

- ① 使用機器提案書及び施工検討報告書に示した内容とする。
- ② 設備設置に当たり、設備容量や工法などにより構造計算の必要な場合は本業務において行うこと。

エ 設備設置に関する現地調査・設計

- ① 現地調査を行うに当たり、本市担当者及び施設担当者に事前連絡をすること。
- ② 周辺環境や施設運営等を把握するとともに、配慮された設計とすること。
- ③ 現地調査後、施設毎に、使用機器提案書、施工検討報告書、作業計画書及び試験計画書を作成し、本市の承諾を受けること。また、見込まれる発電量の資料も併せて提出をすること。
- ④ 作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者による施工とする。作業従事者の作業員名簿や資格の写しについては、作業計画書に添付すること。
- ⑤ 安全管理については、本市担当者及び施設担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させること。安全確保に必要な措置については、受託者の

負担にて行うこと。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、受託者の負担にて行うこと。

- ⑥ 作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は受託者とする。また、事前に設置期間や設置方法等について、本市担当者及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させること。
- ⑦ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務事務、施工管理及びその他の関連業務、電気主任技術者の立ち会いなど、受託者の責において実施すること。また、費用負担についても受託者とする。
- ⑧ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に本市担当者及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させること。
- ⑨ 施工により発生した部材の処分方法について、作業計画書にて提出すること。
- ⑩ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に本市担当者及び施設担当者と調整すること。
- ⑪ 設置完了後の試験方法について、試験計画書にて提出すること。
- ⑫ メーカー仕様以外の部分については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（令和7年版）」を参考とすること。

オ 設備設置に関する現場施工

- ① 設置については、使用する機器メーカーの据付要領を準拠すること。また、上記以外の作業（足場の設置等）については、本市担当者及び施設担当者と協議をし、施設運営に支障のない施工を行うこと。
- ② 設置に際して、壁など穴を開ける必要がある場合は、建物の構造や防水効果が損なわれない位置や大きさとする。また、既存施設の防水層が保証期間内の場合は、保証を維持したまま設置する工法を防水層のメーカーや施工業者等に交渉し、その結果を市と協議すること。
なお、太陽光発電設備を設置する前に市が防水措置を行う建物がある場合は、協定締結後、最優先で防水シート施工業者と調整・協議を行い、防水機能を損なわない太陽光発電設備の設置を行うこと。
加えて、設備設置後の雨漏り等の不測の事態を想定し、責任の所在を明確にし、市へ届け出ること。
- ③ 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- ④ 作業完了後は、作業場所の清掃・整理を行うこと。
- ⑤ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して 影響を及ぼさないように努めること。
- ⑥ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業

範囲内として実施すること。

- ⑦ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務、施工管理及びその他の関連業務は、受託者の責において実施すること。
- ⑧ アスベストが含まれる施設へ、配管サポート等で穴を開ける必要がある場合は、集塵機能付き電動工具を使用するなど、適切な作業方法にて作業を行うこと。
- ⑨ 発生した廃棄物を適切に運搬・処分すること。

カ 維持管理（保守・点検）

- ① 市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守及び維持管理等に係る計画書を提出する。また、毎年 1 回以上点検を行い、異常や故障、腐食、さび、変形、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行い、報告書を市に提出するとともに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、受託者の責任と負担において修理を行う。なお、電気主任技術者が実施する電気保安業務に係る費用の増加分については市が負担する。
- ② 市が発電状況等を遠隔監視できるシステムを提供する。システムに必要な通信回線は 4G 回線等を受託者が用意することとし、市の通信回線には接続できないものとする。
- ③ 施設の既存の電気主任技術者とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、新たな電気主任技術者を用意する。
- ④ 受託者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、受託者の負担とする。
- ⑤ 事業実施中に、市による施設の改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、原因究明に協力する。
- ⑥ 事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が受託者による設備設置に起因する場合には、受託者負担により速やかに修復する。
- ⑦ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- ⑧ 設備を設置した施設について、市が別途、施設の改修工事等を実施する際は、受託者は必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置を行うこと。また、設備の移設に伴う費用負担は、市が費用を負担する。その際に運転停止期間が生じても、契約期間の変更は行わないものとする。
- ⑨ 施設の維持管理上実施される点検や、災害等における設備の一時的な運転停止期間に関しては、事業期間に含むものとし、一時的な運転停止に伴う契約期間の延長は行わないものとする。

- ⑩ 事業期間中に施設の移譲や売却及び廃止等があり、引き続き設備が使用可能な場合は、同等の条件でリース事業を継続することを条件として受託者が移譲及び移設等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、市が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については市と受託者で協議の上定める。設備を使用しなくなった場合は、受託者が撤去及び廃棄を行いその費用は市が負担する。
- ⑪ 設置する設備に担保権を設定する場合には、担保権者である金融機関と担保権設定契約に当該設備の別受託者への承継について記載し、万が一倒産等があった場合でもリース事業が継続されるよう対応すること。
- ⑫ 発電した電気は最大限自家消費した上で、余剰電力が発生する場合は、市と協議の上決定する。
- ⑬ 系統接続のために必要な一般送配電受託者への手続き及び協議を市とともに行うこと。
- ⑭ 発電した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属するものとする。
- ⑮ 当該設備を設置した施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。検証結果を毎年市に報告し、市はそれを確認する。
- ⑯ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- ⑰ 降雪時に落雪による人的被害が予見される場合に、速やかに対応できる体制を整えること。
- ⑱ 災害発生後に電力供給が停止又設備の損傷が判明した場合は、原則として保険の範囲内で速やかに復旧を行うこと。

(3) 公共施設の照明 LED 化

ア 設置場所

- ・ 甲斐市敷島総合文化会館（山梨県甲斐市島上条 1020）
- ・ 甲斐市竜王ふれあい館（山梨県甲斐市篠原 2901-1）

詳細は「参考資料 1_公共施設リスト」のとおり。

イ 一般事項

- ① 本事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）により実施されるものであるため、交付対象メニュー（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙 1（2. ウ（テ）d, e））の内容に合致する、調光機能を有し固有エネルギー消費効率（lm/W）の基準値を満たしている LED とする。（ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等と

して位置づけられた公共施設の LED 照明、再エネ一体型屋外 LED 照明の場合はこの限りではない。) なお、調光制御機能を有する LED とは、「スケジュール制御 (予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能)」、「明るさセンサによる一定照度制御 (明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する)」、「在/不在調光制御 (人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する)」のいずれかの機能を有する LED のことを指す。

- ② 本事業における LED 照明器具の改修とは、既設照明器具の部分的な LED 化ではなく、照明器具本体の改修を行うことで LED 化するものである。設置した照明器具が地震等により落下した場合の被害リスクを軽減する観点から、直管 LED ランプ搭載器具を採用しないことを原則とする。
- ③ 施設の照明器具のうち LED 化がされていないものについて、原則として全て LED 照明への取替を行う。ただし、既に LED 化されているものについては、本市と協議を行った上で、取替の可否を判断する。
- ④ 公共施設用照明器具 (JIL5004) を製造しているメーカーより選定すること。また、公共施設用照明器具の導入実績がある国内のメーカーの製品であること。
- ⑤ 製品の製造者は、ISO9001 (品質) 及び ISO14001 (環境) 認証を取得していること。
- ⑥ 照明器具及び光源 (LED) は未使用品であること。
- ⑦ 本事業は、環境負荷低減を目的としているため原則としてすべての照明器具 (ダウンライト、スポットライト、ブラケット及びガーデン灯等を含む) の更新を行うものとするが、対象施設内の既設照明器具が LED 照明器具であり、環境負荷低減の観点から再利用が可能な場合には、本市担当者に報告するとともに既設流用を検討すること。
- ⑧ 既設照明器具が管球を取外し、点灯を間引きしている照明器具がある場合は、本市担当者に報告するとともに LED 照明器具への更新を行うこと。
- ⑨ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ⑩ 本市担当者に事前に使用器具提案書を提出の上、承認を得ること。
- ⑪ 一つのメーカーが使用を想定しているすべての種類の照明器具を製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とする。ただし、後年度に保守管理が混乱しないように、照明器具の種類 (ベースライト、ダウンライト、屋外照明、高天井照明、非常照明、誘導灯等) ごとに同一メーカーの製品でまとめる

こととする。

- ⑫ 施工及び設備の保証期間、不具合発生時の対応は保守及び維持管理等に係る計画書に示した内容とする。
- ⑬ 保証期間終了後に不具合等が発生した際の連絡先を記載した連絡体制表を提出すること。

ウ 性能・構造 等

以下の条件を含む使用機器提案書及び施工検討報告書に示した内容とする。

- ① 光源（LED）寿命 40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の製品であること。
- ② 照明器具の光色、照度については、既設照明器具と同じ仕様とする。光色、照度が異なる箇所については、事前に施設担当者に確認を行うこと。また、現地調査において特殊な高演色ランプ等を使用している場合は、施設担当者と協議の上、仕様を確定すること。ただし、金額に影響する場合は、本市担当者に事前に相談、確認すること。
- ③ LED 照明器具については、使用に当たりちらつきや電波雑音等の問題を生じないこととする。また、LED 更新後においてグレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

エ 設備設置に関する現地調査・設計

- ① 現地調査を行うに当たり、本市担当者及び施設担当者に事前連絡をすること。
- ② 現地調査について、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。
- ③ 現地調査後、施設毎に、使用器具提案書、施工検討報告書、作業計画書及び試験計画書を作成し、本市の承認を受けること。また、更新に際して見込まれる省エネの効果についての資料も併せて提出をすること。
- ④ LED 更新作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者による施工とする。
- ⑤ LED 更新作業に当たっての安全管理については、本市担当者及び施設担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させるものとする。安全確保に必要な措置については、受託者の負担にて行うものとする。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、受託者の負担にて行うものとする。
- ⑥ 作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は受託者によるものとする。また、事前に設置期間や設置方法等について、本市担当者及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させるものとする。

- ⑦ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に本市担当者及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させるものとする。
- ⑧ 既設照明器具の撤去後の処分方法について、作業計画書にて提出すること。
- ⑨ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に本市担当者及び施設担当者と調整すること。
- ⑩ LED 更新作業後の試験方法について、試験計画書にて提出すること。
- ⑪ メーカー仕様以外の部分については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（令和7年版）」を参考とすること

オ 設備設置に関する現場施工

- ① 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠することとし、電気設備技術基準等の関係法令を遵守することとする。また、上記以外の作業（足場の設置等）については、本市担当者及び施設担当者と協議をし、施設運営に支障のない施工を行うこととする。
- ② LED 器具の支持については既設支持材（吊りボルト等）の再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合は支持材の更新を行うこととする。また、既設支持材がない場合は、安全に配慮した施工方法で行うこと。
- ③ 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取付跡が見えないように配慮すること。
- ④ 誘導灯及び非常照明器具の LED 照明器具への更新に際しては、現行法令に適合するとともに、必要に応じて所轄の官公庁と協議を行った上で、器具選定を行うものとする。また、現行法令に適合していない場合は、本市担当者及び施設担当者に協議の上、改善策を提案することとする。
- ⑤ LED 更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真にて報告すること。また、照度についても同様に作業前後で測定を行い、書面及び写真にて報告すること。ただし、作業後に照度が下回る可能性が有る場合は、施工前に本市担当者及び施設担当者へ現状の照度以上となる提案を行うこととする。
- ⑥ 撤去した既設照明器具については、全数について PCB 含有の有無の確認を行うものとし、完成図書にて報告すること。PCB を含む安定器があった場合には、取り扱いについて本市担当者及び施設担当者と協議するものとする。
- ⑦ LED 更新作業において、照明器具以外に使用する材料についてもすべて新品を使用するものとする。
- ⑧ LED 更新作業に際して、既設天井ボードに開口を開ける必要がある場合は、アスベスト含有の有無を調査し、本市担当者及び施設担当者に結果報告の

上、作業を行うこととする。アスベスト含有の調査結果に基づき、関係法令に準拠した適切な作業方法にて作業を行うものとする。その場合の調査及び処分に必要な費用負担は受託者にて行うものとする。

- ⑨ 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行う。机や椅子等の養生や移動については、各施設関係者と協議の上、その方法について決定すること。また、決定した内容について、本市担当者及び施設担当者に連絡をすることとする。
- ⑩ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
- ⑪ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるものとするが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないように努める。
- ⑫ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。

カ 維持管理（保守・点検）

- ① 適切な維持管理に努め、適切な保守及び維持管理等に係る計画書を提出する。さらに、設備の故障が発覚した場合は、受託者の責任と負担において修理を行う。なお、定期点検を行い、報告書を市に提出するものとする。
- ② 受託者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、受託者の負担とする。
- ③ 設備に異常又は故障があり、施設に影響を及ぼす場合は、速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- ④ 設備を設置した施設について、市が別途、施設の改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置を行うこと。また、設備の移設に伴う費用負担は、市が費用を負担する。その際に運転停止期間が生じても、契約期間の変更は行わないものとする。
- ⑤ 施設の維持管理上実施される点検や、災害等における設備の一時的な運転停止期間に関しては、事業期間に含むものとし、一時的な運転停止に伴う契約期間の延長は行わないものとする。
- ⑥ 事業期間中に施設の移譲や売却及び廃止等があり、引き続き設備が使用可能な場合は、同等の条件でリース事業を継続することを条件として受託者が移譲及び移設等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、市が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については市と受託者で協議のうえ定める。設備を使用しなくなった場合は、受託者が撤去及び廃棄を行いその費用は市が負担する。
- ⑦ 設置する設備に担保権を設定する場合には、担保権者である金融機関と担保権設定契約に当該設備の別受託者への承継について記載し、万が一倒産

等があった場合でもリース事業が継続されるよう対応すること。

- ⑧ 当該設備を設置した施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。検証結果を毎年市に報告し、市はそれを確認する。
- ⑨ 災害発生後に電力供給が停止又設備の損傷が判明した場合は、原則として保険の範囲内で速やかに復旧を行うこと。

4 提出書類

(1) 契約締結時の提出書類

- ・ 契約書
- ・ 着手届（任意様式）
- ・ 配置業務責任者届出書（任意様式）

(2) 契約以後の提出書類

- ・ 使用機器提案書
- ・ 施工検討報告書
- ・ 作業計画書
- ・ 試験計画書
- ・ 作業月報及び作業工程表（月間）
- ・ 完了届
- ・ 保守及び維持管理等に係る計画書

(3) 該当する場合のみ

- ・ 委託（変更）承諾申請書
 - ・ 暴力団等排除に関する誓約書（再委託契約の受託者用）
- ※事業の一部を第三者に委託する場合。

5 完成図書及び完成図

設置完了後に以下の書類等を施設毎に作成し、本市に提出するものとする。提出については、原則として電子データをメディア媒体に記録したものにより提出とするが、一部※印については書面による提出も併せて行うこと。

(1) 完成図書（データ1部、紙資料各施設単位で2部提出）

- ・ ※社内検査報告書
- ・ 絶縁測定結果及び試験成績表
- ・ 照度測定結果
- ・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・ 産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・ 産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）

- ・ 鉄筋調査、PCB 及びアスベスト含有に関する報告書
 - ・ ※施工写真（データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版とする）
 - ・ 打合せ記録（随時）
 - ・ 作業月報及び作業工程表（月間）
 - ・ 関係法令に基づく 届出書の写し
 - ・ ※機器取扱説明書
 - ・ ※保証書
 - ・ ※施工体制表及び連絡体制表
- (2) **完成図**（データ 1 部、紙資料各施設単位で 2 部提出）
- ・ 施工図（JW-CAD データ及び PDF データ）
 - ・ 完成図（JW-CAD データ及び PDF データ）
 - ・ 機器プロット平面図 ※公共施設の LED 化に限る

6 仕様の変更等

- (1) 市は、やむを得ない事情により仕様を変更する場合には、受託者の承認を得ること。
- (2) 仕様書の内容に疑義が生じた場合及び記載されていない事項が生じた場合は、市と受託者が協議して定めた上、受託者は市の指示に従うこと。

7 その他（特記事項）

- (1) 設置完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があったとして、市より連絡を受けた場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (2) 本事業は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (3) 受託者は、事業の実施に当たって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (4) 受託者は、事業の実施に当たって、市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (5) 受託者は、事業の進捗について、市に対して定期的に報告すること。
- (6) 本事業の成果物は、市と受託者双方協議の上、履行期限前の必要に応じた時期に早期に提出する場合があるものとする。
- (7) 受託者は、本事業の全部を第三者に委託してはならない。
- (8) 受託者は、本事業の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (9) 受託者は、本事業の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。本契約期間終了後においても同様とする。
- (10) 参加時に提出した事業実施体制は原則として変更できないこと。ただし技術者

の退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者、実施体制であることについて市の了解を得なければならない。